

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会
(第29回)

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第29回）

令和8年6月25日（木）

14:50～15:30

WEB会議形式による開催

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- （1）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の農薬の登録申請に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

- ①グルホシネートを有効成分として含む農薬

- ②フェナザキンを有効成分として含む農薬

- （2）農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

- ①アラクロールを有効成分として含む農薬

- （3）農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

- ①エマメクチン安息香酸塩を有効成分として含む農薬

- （4）その他

3 閉 会

午後2時50分 開会

○農薬対策室長 それでは、皆様おそろいでございますので、ただいまから農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。本日事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室長の●●●でございます。部会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、本部会に属する委員の方2名、専門委員の方3名に御出席をいただいております。●●●は本日御欠席となっております。

本部会は、農業資材審議会令第7条第1項で、委員及び臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は、委員2名に御出席いただいております、本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、●●●におかれましては、15時30分までの御出席と伺っております。お時間の許す限り御審議をお願いいたします。

今回の部会は、リモートでの開催となります。委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにさせていただきますと幸いです。

本日御議論いただく議題は、配布資料のとおりでございます。申請者の知的財産権の侵害を防止して、審議に必要な資料が悪意のある第三者への漏えいを懸念することなく申請者から円滑に提出されるようにするため、個別の農薬原体の成分規格に関する審議の議事・資料は、非公開とさせていただきます。

なお、審議終了後には、関連ファイルを削除いただきますようお願いいたします。

本日の配付資料につきましては、配付資料一覧に掲載しておりますので、御確認ください。不足等ございましたら会議途中でも結構ですので事務局までお申し付けいただければ幸いです。

それでは、これからの議事進行は、●●●をお願いいたします。

○●●● 本日は、皆様御多用のところ、御出席くださいましてありがとうございます。ぜひ慎重かつ活発な御審議をお願いいたします。

審議に当たっては、先ほど事務局から説明がありましたが、公開することにより特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがありますので、非公開とさせていただきます。御承知おきください。

まず、審議に入ります前に、利益相反の状況について御報告をお願いします。

○農薬対策室長 平成30年9月14日の農業資材審議会農薬分科会で決定いただきました利益相反の規定に基づきまして、皆様に利益相反について確認をさせていただきました。

本日審議いたします四つの農薬について、委員の皆様から利益相反に関して特段のお申出はございません

でしたので、御報告申し上げます。

○●●● 御報告ありがとうございました。

それでは、議事（１）農薬取締法第３条第１項の農薬の登録申請に係る同法第３条第２項第11項に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）の①、グルホシネートの審議に入ります。

事務局より資料４－２の説明をよろしくをお願いします。

○農薬審査官 農薬審査官の●●●でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、資料３をお願いいたします。

１ページ目にグルホシネートの概要を記載してございます。

初回登録年は1984年と既に国内で農薬登録されている有効成分でございますが、今回別の製造者による新規申請があったものでございます。

今回の申請の適用作物は、樹木類などの非食用作物のみとなっております。

それでは、資料４－２の審査報告書の方をお願いいたします。

では、まず１ページをお願いいたします。

申請者と有効成分の基本情報については、記載のとおりとなっております。2.1の登録名のグルホシネートという言葉の説明の脚注を付けてございまして、ISO名のグルホシネートは酸体、登録名のグルホシネートはアンモニウムとの塩を指しているということで、３項以降においては、酸体を「グルホシネート酸」、アンモニウムとの塩を「グルホシネートアンモニウム塩」と表記するということを記載してございます。

次のページをお願いいたします。

次のページからが有効成分の物理的・化学的性状、また、進みまして、５ページからが農薬原体の製造方法、いずれも記載のとおりとなっております。

６ページの下の方ですが、農薬原体中の不純物等ということで、●●●

その下、６.農薬原体の分析法でございます。●●●

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページの下の方から農薬原体の組成分析でございます。●●●

次が、農薬原体中の有効成分、不純物等の含有濃度でございます。●●●

続きまして、９.有効成分の毒性でございます。

今回のグルホシネートを含む農薬の適用作物は、先ほど御説明しましたが、樹木等の非食用作物のみのため、今回のグルホシネートは食品安全委員会の評価を受けておりません。したがって、１行目の終わりのところですけれども、「グルホシネートの毒性は、内閣府食品安全委員会において、製造者の異なる農薬原体の毒性試験を用いて以下のとおり評価されている。」ということで、以下、食品安全委員会の評価結果

を記載してございます。

また、次のページの中ほどのURLというところまでが食品安全委員会の評価結果でございますが、この下は、今回のグルホシネート、こちらは非食用作物専用ということで、水質汚濁の基準設定のために環境省の方で評価をされてございます。その旨を下に書いてございまして、令和7年度の新食用農作物専用農薬安全性評価検討会というところで評価をされてございまして、今回の農薬原体の毒性試験の最小となる無毒性量と食品安全委員会のADIの根拠となった無毒性量の比較などがされておりまして、結論としては、下の方にございますとおり、食品安全委員会の方のADIをそのまま水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に活用することとされてございます。

その下のボックスは、今申し上げた点を説明しているところでございます。

続きまして、17ページでございます。

不純物等の毒性でございまして、●●●

続きまして、11、農薬原体の同等性でございまして、●●●

グルホシネートの審査報告書につきましては以上でございます。御検討のほどよろしくお願ひいたします。

○●●● ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたら、挙手のアイコンを押していただくか、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

そうしたら、質問などが特にないようですので、事務局より資料4-1の御説明をお願いいたします。

○農薬審査官 はい。かしこまりました。では、資料4-1をお願いいたします。

表紙のグルホシネートに脚注1番というのを付けておりますが、こちらは先ほどの審査報告書にあったものと同じもので、グルホシネートという言葉の説明をしてございます。

農薬原体の規格でございまして、グルホシネート酸として880 g/kg以上としてございます。

農薬原体中のグルホシネート酸の分析法でございまして。グルホシネートの農薬原体を水に溶解し、陰イオン交換カラムを用いて、HPLCによりリン酸二水素カリウム水溶液で分離し、UV検出器によりグルホシネート酸を検出及び定量する、定量には絶対検量線法を用いるとしてございます。

次のページの申請者、有効成分の基本情報、またその次の有効成分の物理的・化学性状につきましては、審査報告書からの転記でございまして。

4ページにまいりまして、農薬原体の組成分析です。

組成分析に用いられた分析法は、グルホシネート酸及び1 g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった、また、定量された分析対象の含有濃度の合計は998～1003 g/kgであったと記載してございます。

次の有効成分の毒性は、審査報告書からの転記でございます。

5 ページの下の方にまいりまして、不純物の毒性につきましては、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった、また、農薬原体の同等性につきましては、農薬の製造に用いられるグルボシネート農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成及び毒性を比較した結果、同等であったとしてございます。

部会の評価報告書については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○●●● ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、評価書案の修正につきましては、事務局で皆様からの御意見を反映していただき、その修正案は部会長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

また、農薬分科会への報告については、審議いただいた評価書案を基に作成いただき、部会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、グルボシネートの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長 ありがとうございます。今後、所要の進めを進めてまいりたいと存じます。

ここで、●●●に御相談でございますけれども、議題（3）のエマメクチン安息香酸塩につきましては、委員の皆様からいただいたコメントが少のうございましたので、時間も限られておりますので、次にこちらを御審議いただくことは可能でしょうか。

○●●● はい。承知いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、議事（3）農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）のエマメクチン安息香酸塩の審議に入ります。

事務局より資料7-2の説明をよろしくお願いいたします。

○生産安全専門官 生産安全専門官の●●●でございます。資料に沿って御説明いたします。

まず、資料3になります。エマメクチン安息香酸塩は、化学名のとおり、エマメクチンB1a安息香酸塩とエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物になります。1997年に初回登録された殺虫剤でございまして、今回製造場の追加等に伴い、規格設定の申請がありまして、御審議いただく剤となっております。

それでは、資料7-2、審査報告書の説明をさせていただきます。

審査報告書の1ページ、申請者はシンジェンタジャパン株式会社、登録名から分子量まで、記載のとおりでございます。

3ページになりまして、物理的・化学的性状は表3-1、それからUVスペクトルは4から5ページに記載をしております。

製造方法になります。●●●

13ページになりまして、表5-1です。原体中の不純物を整理しております。●●●

それでは、分析法になります。●●●

続きまして、20ページ、農薬原体の組成分析についてです。●●●

続きまして、農薬原体中の有効成分及び不純物の含有濃度でございます。●●●

こちらで一旦切らせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○●●● ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、続きの御説明をよろしくお願ひします。

○生産安全専門官 では、続きまして、有効成分の毒性についてです。32ページ、食品安全委員会の評価書から食品健康影響評価結果を転記してございます。

また、33ページになりますけれども、エマメクチン安息香酸塩の農薬原体を用いた復帰突然変異試験、小核試験、こちら、*in vitro*になります。さらに、遺伝子突然変異試験が追加試験として実施されておりました、今般提出されております。それらの結果概要を表9-1に示してございまして、いずれも陰性との結果が得られております。

続きまして、不純物の毒性についてです。●●●

それでは、農薬原体の同等性についてです。●●●

以上です。よろしくお願ひいたします。

○●●● ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、特にないようですので、事務局より資料7-1の説明をお願いいたします。

○生産安全専門官 それでは、資料7-1でございます。農薬原体の規格はエマメクチン安息香酸塩950 g/kg以上、エマメクチンB1a安息香酸塩930 g/kg以上、エマメクチンB1b安息香酸塩30 g/kg以下です。それから、農薬原体中のエマメクチン安息香酸塩の分析法ですけれども、原体をアセトニトリルに溶解後、0.1%トリフルオロ酢酸水溶液で定容しまして、HPLC-UVで検出、定量する、それから、定量には絶対検量線法を用いるとでございます。

次に、2ページになりますけれども、申請者、有効成分の基本情報、それから、4ページの物理的・化学的性状については審査報告書からの転記でございます。

続きまして、5ページ、農薬原体の組成分析についてです。原体の組成分析に用いられた分析法は、エマメクチン安息香酸塩及び不純物、いずれも選択性、検量線の直線性、精確さ、併行精度が確認されており、科学的に妥当であった。それから、農薬原体の組成分析において定量された分析対象の含有濃度の合計は984～1004 g/kgであったと整理してございます。

有効成分の毒性は審査報告書からの転記です。

不純物の毒性につきまして、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった、また、農薬原体の同等性について、農薬製造に用いられる原体と毒性試験に用いられた原体は同等であったと整理してございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○●●● ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、評価書案の修正につきましては、事務局で皆様からの御意見を反映していただき、その修正案は部会長一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

また、農薬分科会への報告については、審議いただいた評価書案を基に作成いただき、部会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

では、エマメクチン安息香酸塩の原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長 御審議ありがとうございました。今後、所要の進捗を進めてまいります。

○●●● ありがとうございます。

では、残りの議題につきましては、次回の原体部会で審議するというので、本日の農薬原体部会の議事は以上となります。

そのほか何かございますでしょうか。

ないようでしたら、議事進行は事務局にお返しします。

○農薬対策室長 本日は、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

今回の議事要旨及び議事録につきましては、事務局で案を作成いたしまして、委員の皆様方に御確認いただいた後、公開とさせていただきます。事務局案が作成できましたら、御確認のほどよろしくお願いいたします。

ます。

それでは、以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

午後３時３０分 閉会